

規程第10号

社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会報酬規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会の理事、監事及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(俸給の支給)

第2条 協議会の監事が監事会に出席した場合は、報酬を支給する。

1. 日 当 2,000円

第3条 会長の報酬は年額100,000円とする。

附 則

平成 3年4月 1日 制 定

平成11年3月30日一部改正 (平成11年4月1日から実施)

平成19年3月29日一部改正 (平成19年4月1日から実施)

平成23年5月27日一部改正 (平成22年6月1日から実施)

議案第7号 (理事会・評議員会)

社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会報酬規程の
一部改正について

社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会報酬規程の一部を下記のとおり改正するので承認願いたい。

記

改正後	現行
省略	(この規程の目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会の理事、監事及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
省略	(俸給の支給) 第2条 協議会の監事が監事会に出席した場合は、報酬を支給する。 1. 日 当 2,000円
第3条 会長の報酬は年額100,000円とする。	第3条 会長の報酬は年額50,000円とする。
附 則 この規程は、平成22年6月1日から実施する。	附 則 この規程は、平成19年4月1日から実施する。

平成23年5月27日提出

社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会 会 長 田 中 武

平成23年5月27日可決

社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会平成23年度第1回理事会

社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会平成23年度第1回評議員会

附 則

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

平成11年3月30日一部改正（平成11年4月1日から実施）

平成19年3月29日一部改正（平成19年4月1日から実施）

平成23年5月27日一部改正（平成22年6月1日から実施）